

旅先でのケガやさまざまなトラブルを強力ガード! 充実のオプションで、さらに安心の旅を。

たとえばこんなとき、〈海外旅行保険〉が全力でサポートします!

ケガをしてしまった



病気になってしまった



旅行前にかかっていた
病気の症状が急激に
悪化してしまった



ケガや病気で入院
家族が日本からかけた

法律上の損害賠償責任を
負ってしまった



身の回り品を
盗まれてしまった

航空機の出発が遅れて、
宿泊代・食事代などを負担した



航空会社に預けた
荷物が届かず、
身の回り品を買った



テロに遭遇し、
帰国が遅れ宿泊代を負担した



被害事故にあい、
弁護士に依頼をした



突然歯が痛くなり、
治療を受けた



I. 海外旅行保険の特徴

その1

充実の補償

「海外旅行保険」では、海外旅行中に発生するアクシデントに備え、さまざまな特約をご用意しています。

お客様のニーズに合わせて、**組み合わせでご契約いただくことができます。**

(注)※印については、下記「**▲**ご注意いただきたいこと」をご覧ください。

①ケガの補償^{※1}

交通事故やスポーツ、観光中のケガなど、偶然な事故によるケガを補償する特約です。

- 傷害死亡保険金支払特約 (P.5)
- 傷害後遺障害保険金支払特約 (P.5)
- 傷害治療費用補償特約 (P.5)



②病気の補償^{※1}

急にかぜをひいてしまったり、盲腸になった場合などの、病気を補償する特約です。

- 疾病死亡保険金支払特約 (P.6)
- 疾病治療費用補償特約 (緊急歯科治療費用補償特約^{※2}) (P.6)



③ご親族が負担される費用等の補償^{※1}

救援対象者の死亡・入院・遭難等が発生した場合に、その救援対象者のご親族が現地へ赴く費用等を補償する特約です。

- 救援者費用等補償特約 (P.7)



④ケガ・病気にかかわる治療、およびご親族が負担される費用等の補償^{※1}

「傷害治療費用補償特約」、「疾病治療費用補償特約」および「救援者費用等補償特約」の3特約を、まとめて補償する特約です。

- 治療・救援費用補償特約 (疾病に関する応急治療・救援費用補償特約^{※3}、緊急歯科治療費用補償特約^{※2}) (P.8~9)



⑤賠償責任の補償

誤ってお店の商品を壊してしまったり、ホテルの客室を水浸しにするなどして、法律上の賠償責任を負った場合を補償する特約です。

- 賠償責任危険補償特約 (P.10)



⑥身の回り品の補償^{※4、※5、※6}

身の回り品の破損、盗難の場合の損害を補償する特約です。

- 携行品損害補償特約 (P.10)



⑦その他 充実の補償

海外旅行中に想定されるアクシデント等に備え、さまざまな特約をご用意しています。

- テロ等対応費用補償特約 (P.11)
- 旅行中の事故による緊急費用補償特約^{※3} (P.13)
- 旅行変更費用補償特約^{※7} (P.16)
- 一時帰国中補償特約 (P.17)
- 航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約 (P.11)
- 弁護士費用等補償特約 (P.14)
- 自動車運転者損害賠償責任危険補償特約 (P.17)
- 数次海外旅行者に関する特約 (P.17)
- 航空機遅延費用等補償特約 (P.12)
- ペット預入延長費用補償特約 (P.15)
- 緊急一時帰国費用補償特約^{※8} (P.17)

▲ご注意いただきたいこと

- 特約の具体的な補償内容については、「II. セットいただける特約についてご説明します」(P.5~)をご覧ください。補償内容が同様の保険契約が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。詳しくはP.25「10. ご契約時にご注意いただきたいこと」(5)をご参照ください。
- 上記※印については、以下の事項にご注意ください。
 - ※1 旅行中に危険な運動(山岳登山、ハングライダー搭乗等をいいます。詳しくは、P.18「補償対象外となる運動等」をご参照ください。)をされる場合や危険なお仕事をされる場合には、割増保険料が必要となる場合があります。割増保険料を払込みいただかないと保険金をお支払いできないことや、削減されることがありますのでご注意ください。
 - ※2 保険期間が3か月以内の場合に限り、ご契約いただけます。
 - ※3 保険期間が31日以内の「契約タイプ」に限りご契約いただけます。
 - ※4 携行品(パスポートを含みます。)の紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いしません。
 - ※5 保険金をお支払いする場合、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円がお支払の限度となります。(パスポートは1回の事故につき5万円が、乗車券等は合計して5万円が限度となります。)
 - ※6 盗難、強盗、航空会社に預けた荷物の不着による損害については、保険期間を通じ、合計で30万円がお支払の限度となります。(保険金額が30万円以下の場合、保険金額が限度となります。)
 - ※7 保険期間が3か月以内の場合に限り、ご契約いただけます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。
 - ※8 業務、研究または留学等を目的とした3か月以上のご旅行をされる方で、かつ、ご旅行中の滞在先が特定できる方に限り、ご契約いただけます。
- あらかじめ補償内容が定められている「契約タイプ」をご用意しています。ご契約にあたってのご注意は、P.20~21をご覧ください。なお、契約タイプ以外のご契約をご希望の場合は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

その2 充実の サービス

旅行先でアクシデントに見舞われてしまった場合でも、充実のサービスで、皆さまの快適な旅をサポートします。

三井住友海上ライン のサービスの詳細、お電話のご連絡先については、ご契約時にお渡しする「海外旅行保険サービスガイド」をご覧ください。

三井住友海上ライン

海外旅行先でのケガ、病気、盗難などのさまざまなアクシデントにあわれた場合、**24時間・年中無休・日本語**で、電話相談をお受けいたします。

① 保険についてのご相談

保険事故のご連絡や、最寄りの病院・日本語が通じる病院を知りたいときなどに、ご利用ください。また保険事故にあわれたお客さまをサポートする現地アシスタンス会社・クレームエージェント（事故処理会社）のご紹介も行います。



② キャッシュレス・メディカルサービス

海外旅行中にケガや病気のため病院で治療を受けても、お客さまご自身で治療費を支払うことなく、当社が保険金として病院に治療費をお支払いするサービスです。お電話いただくことで、サービスの受けられる最寄りの病院をご案内します。

※提携病院に限り、ご利用いただけます。

※緊急歯科治療の場合はご利用いただけません。

※「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」の保険金をお支払いする場合に該当されてキャッシュレス・メディカルサービスをご利用される場合は、当社提携病院を受診されるときであっても、病院に行かれる前に必ず三井住友海上ラインにご連絡ください。ご連絡がない場合、キャッシュレス・メディカルサービスをご利用になれず、お客さまご自身で一旦治療費をお立て替えいただき、後日保険金請求していただくこととなりますのでご注意ください。



③ 緊急医療アシスタンスサービス

海外旅行先でのケガ、病気によって病院や日本への緊急移送が必要なときに、当社が提携している国際的アシスタンス会社がサポートします。



④ スーツケース修理・回収お届けサービス

海外旅行中に保険事故で破損したスーツケースの修理代金を、当社が保険金として修理業者へ直接お支払いするサービスです。お電話いただくことで「修理の手配からスーツケースの回収、修理、修理代金のお支払い、お届け」までのサービスをご利用いただけます。



ご利用上のご注意

サービスのご利用にあたっては、以下の点につきあらかじめご了承ください。

- ご契約内容に基づき保険金のお支払対象とならないケガ、病気、事故に該当する場合は、サービスの対象とはなりません。
- サービスに伴って生じた治療費・移送費等の実費がご契約の保険金額を超過する場合には、その超過部分(アシスタンス会社の手数料を含みます。)については、お客さまのご負担となります。保険金のお支払対象とならない実費・手数料をお客さまからアシスタンス会社にお支払いいただいたうえで、はじめてサービスを提供させていただきます。
- サービス提供後に保険金のお支払対象とならないことが判明した場合は、一切の費用はお客さまのご負担となります。サービス提供の途中で判明した場合は、お客さまからアシスタンス会社に見込み額・手数料をお支払いいただいたうえでサービスを続けさせていただきます。
- 一部地域では、サービスの提供ができない場合やサービス開始までにお時間がかかる場合がございます。
- サービスの内容は、予告なく変更・終了する場合がございます。

Ⅱ. セットいただける特約についてご説明します

ご注意

- ★印の特約のうちいずれか一つは、必ずセットいただく必要がありますのでご注意ください。
- ※印の用語のご説明はP.18をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)
- すべてのご契約に「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- 乗客として搭乗する予定の航空機等が遅延または欠航等の場合など、責任期間が自動的に延長される場合があります。
- 詳細は、普通保険約款・特約を参照ください。

①ケガの補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害死亡保険金支払特約 死亡されたとき	責任期間 [※] 中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合で、同じケガ [※] により死亡されたときは、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を差し引いた残額となります。
傷害後遺障害保険金支払特約★ 後遺障害が残ったとき	責任期間 [※] 中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [※] が生じた場合	後遺障害 [※] の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [※] を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [※] の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害後遺障害保険金額が限度となります。
傷害治療費用補償特約★ 医師の治療を受けたとき	責任期間 [※] 中の事故によるケガ [※] のため、治療(義手、義足の修理を含みます。)を受けられた場合	被保険者が現実に出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、 ⑦診療関係、入院 [※] 関係の費用 ⑧義手、義足の修理費用 ⑨治療 [※] のための通訳雇入費用 ⑩保険金の請求のために必要な医師 [※] の診断書費用 ⑪入院により必要となった次の費用(1回の事故につき合計して20万円限度) ⑫国際電話料等通信費 ⑬身の回り品購入費(5万円限度) ⑭治療を受けた結果、当初の旅行行程 [※] を離脱された場合の旅行行程復帰費用または帰国費用 ⑮救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 ⑯病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことから、他の病院・診療所へ転送するための費用 ⑰日本国外における治療の場合にご注意ください。 カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による施術のために支出した費用については、医師の助言・指示の有無にかかわらず保険金をお支払いしません。 ⑱日本国内における治療の場合にご注意ください。 柔道整復師(接骨院・整骨院等)による施術の場合、治療費用の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じて、医師の治療に準じて認定し、お支払いをさせていただきます。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害治療費用保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。



保険金をお支払いしない主な場合(傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障害保険金支払特約、傷害治療費用補償特約 共通)

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※]
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等を使用して運転中のケガ
- 脳疾患、病気[※]または心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療[※]によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
- 戦争、その他の変乱[※]によるケガ(テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
- 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見[※]のないもの(傷害後遺障害保険金支払特約、傷害治療費用補償特約のみ)
- 乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ^(*)

(*)あらかじめ所定の保険料を払込みいただくことにより、保険金を全額お支払いすることができます。

(注1)P.18記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガについては、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減される場合があります。

(注2)自動車競争選手等の危険な職業に従事中のケガについては、あらかじめ所定の割増保険料が必要となります。なお、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業の場合は、お引受ができません。

②病気の補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
疾病死亡 保険金支払 特約 死亡されたとき	①責任期間中に病気のため、死亡された場合 ②「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り、)」のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを要します。 ③責任期間中に感染した所定の感染症のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。
疾病治療 費用補償 特約 医師の治療を受けたとき	①「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り、)」のため、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始された場合 ②責任期間中に感染した所定の感染症のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始された場合	被保険者が現実に支出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額をお支払いします。ただし、治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。 ⑦診療関係、入院関係の費用 ⑧治療のための通訳雇入費用 ⑨保険金の請求のために必要な医師の診断書費用 ⑩法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された(またはその疑いがある)場所の消毒を命じられた場合の消毒費 ⑪入院により必要となった次の費用(1回の病気につき合計して20万円限度) ⑫国際電話料等通信費 ⑬身の回り品購入費(5万円限度) ⑭治療を受けた結果、当初の旅行行程を離脱された場合の旅行行程復帰費用または帰国費用 ⑮救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 ⑯病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことから、他の病院・診療所へ移転するための費用 など 〈日本国外における治療の場合にご注意ください。〉 カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による施術のために支出した費用については、医師の助言・指示の有無にかかわらず保険金をお支払いしません。 〈日本国内における治療の場合にご注意ください。〉 柔道整復師(接骨院・整骨院等)による施術の場合、治療費用の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いをさせていただきます。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。 (注1)保険金のお支払額は、1回の病気につき、疾病治療費用保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の可否をご確認いただいたうえでご契約ください。
緊急歯科 治療費用 補償特約 疾病治療費用の補償に緊急歯科治療費用の補償をプラスします。	責任期間中に生じた歯科疾病症状(*)の急激な発症・悪化のため、責任期間中に緊急歯科治療を開始された場合 (*)装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。	現実に支出した次の費用で社会通念上妥当な額、かつ、同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額に50%を乗じた額をお支払いします。ただし、緊急歯科治療を開始した日からその日を含めて7日以内に要した費用に限ります。 ⑦診療関係の費用 ⑧保険金の請求のために必要な歯科医師の診断書費用 (注1)緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供または貴金属の使用を含む治療、ブリッジ等の永続的・定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予測されていた治療等に要した費用については保険金をお支払いしません。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の可否をご確認いただいたうえでご契約ください。



保険金をお支払いしない主な場合(疾病死亡保険金支払特約、疾病治療費用補償特約 共通)

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気
- 被保険者が被ったケガによる病気
- 妊娠、出産、早産または流産による病気
- 歯科疾病
- 戦争、その他の変乱による病気(テロ行為による病気は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気
- 原因がいかなるときでも、顎(がい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの<疾病治療費用補償特約のみ> など

◎緊急歯科治療費用補償特約をセットした場合、上記(歯科疾病を除きます。)および次の緊急歯科疾病に対しては保険金をお支払いしません。

- 義歯、歯科矯正装置の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、欠陥による緊急歯科疾病
- 義歯、歯科矯正装置のキズ・塗料のはがれ等の外観上の損傷による緊急歯科疾病
- ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為による緊急歯科疾病 など

(注)ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病については、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減される場合があります。

③ご親族が負担される費用等の補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<p>救援者費用等補償特約</p> <p>親族がかつつけたとき</p> 	<p>救援対象者[※]が次の①～④のいずれかに該当したことにより、被保険者^(※1)が費用を負担された場合</p> <p>① 次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任期間[※]中に被ったケガ[※]または責任期間中の自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 責任期間中に病気[※]または妊娠・出産・早産もしくは流産のため、死亡された場合 責任期間中に発病[※]した病気のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間中に治療[※]を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを要します。) <p>② 責任期間中に被ったケガまたは責任期間中に発病した病気のため、続けて3日以上入院[※]された場合(病気の場合、責任期間中に治療を開始していたときに限ります。)</p> <p>③ 責任期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山^(※2)中に遭難された場合</p> <p>④ 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>(※1)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族[※]をいいます。</p> <p>(※2)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。</p>	<p>被保険者が負担された次の㉗～㉙の費用のうち社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額を、その費用の負担者にお支払いします。</p> <p>㉗ 遭難した救援対象者[※]の捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>㉘ 救援者[※]の現地[※]までの1往復分の航空運賃等の交通費(救援者3名分まで)^(※1)</p> <p>㉙ 救援者の現地および現地までの行程での宿泊施設[※]の客室料(救援者3名分かつ1名につき14日分まで)^(※1)</p> <p>㉚ 治療を継続中の救援対象者を現地から移送する費用^(※2)</p> <p>㉛ 火葬等の遺体の処理費用(100万円限度)</p> <p>㉜ 遺体の移送費用</p> <p>㉝ 諸雑費(救援者の渡航手続費および救援対象者もしくは救援者が現地において支出した交通費、救援対象者の入院[※]または救援に必要な身の回り品購入費・通信費等をいいます。)(20万円限度)^(※2)</p> <p>(※1)上記㉗、㉙については、左記「保険金をお支払いする場合」の④の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。</p> <p>(※2)傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金として支払われるべき費用については除きます。</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>
保険金をお支払いしない主な場合		
<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、救援対象者[※]または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用(自殺行為により死亡された場合は保険金をお支払いします。) ● 自殺行為(死亡された場合には保険金をお支払いします。)、犯罪行為または闘争行為による費用 ● 自動車等[※]の無資格運転・酒気帯び運転[※](いずれも死亡された場合には保険金をお支払いします。)[※]または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用 ● 妊娠・出産・早産もしくは流産による病気[※]または歯科疾病による入院[※] ● 戦争、その他の変乱[※]による費用(テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性による費用 ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見[※]のないもの など <p>(注1)P.18記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故については、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減される場合があります。(死亡された場合は保険金を削減しません。)</p> <p>(注2)プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業の場合は、お引受ができません。</p>		

④ケガ・病気にかかわる治療、およびご親族が負担される費用等の補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<p>治療・救援費用補償特約★</p> <p>傷害治療費用と疾病治療費用と救援者費用をまとめて補償</p> 	<p>〈治療費用に関するもの〉</p> <p>(1)責任期間^(*)中の事故によるケガ^(*)のため、治療^(*)（義手、義足の修理を含みます。）を受けられた場合</p> <p>(2)次のいずれかに該当する場合</p> <p>①「責任期間中に発病^(*)した病気^(*)」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気（その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り。）」のため、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始された場合</p> <p>②責任期間中に感染した所定の感染症^(*)のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始された場合</p> <p>〈救援費用に関するもの〉</p> <p>(3)被保険者が次の①～④のいずれかに該当したことにより、被保険者^(*)が費用を負担された場合</p> <p>①次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任期間中に被ったケガまたは責任期間中の自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 責任期間中に病気または妊娠・出産・早産もしくは流産のため、死亡された場合 責任期間中に発病した病気のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを要します。） <p>②責任期間中に被ったケガまたは責任期間中に発病した病気のため、続けて3日以上入院^(*)された場合（病気の場合、責任期間中に治療を開始していたときに限ります。）</p> <p>③責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶の行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山^(*)中に遭難された場合</p> <p>④責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>(※1)被保険者の親族^(*)および保険契約者を含みます。</p> <p>(※2)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。</p>	<p>次の費用のうち社会通念上妥当な費用で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額をお支払いします。</p> <p>〈治療費用に関するもの〉（左記(1)または(2)の場合）</p> <p>被保険者が現実に出した次の費用の額。ただし、左記(1)の場合は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用、左記(2)の場合は、治療^(*)を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り（下記⑦および⑧を除きます。）</p> <p>⑦診療関係、入院^(*)関係の費用</p> <p>⑧義手、義足の修理費用</p> <p>⑨治療のための通訳雇入費用</p> <p>⑩保険金の請求のために必要な医師の診断書費用</p> <p>⑪法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された（またはその疑いがある）場所の消毒を命じられた場合の消毒費</p> <p>⑫入院により必要となった次の費用（1回の事故または病気^(*)につき合計して20万円限度）</p> <p>⑬国際電話料等通信費 ⑭身の回り品購入費（5万円限度）</p> <p>⑮治療を受けた結果、当初の旅行行程^(*)を離脱された場合の旅行行程復帰費用または帰国費用</p> <p>⑯救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費</p> <p>⑰病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことにより、他の病院・診療所へ移転するための費用</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>〈日本国外における治療の場合にご注意ください。〉</p> <p>カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による施術のために支出した費用については、医師の助言・指示の有無にかかわらず保険金をお支払いしません。</p> <p>〈日本国内における治療の場合にご注意ください。〉</p> <p>柔道整復師（接骨院・整骨院等）による施術の場合、治療費用の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いをさせていただきます。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。</p> <p>〈救援費用に関するもの〉（左記(3)の場合）</p> <p>保険契約者、被保険者または被保険者の親族^(*)が負担された次の費用の額。その費用の負担者にお支払いします。</p> <p>⑱遭難した被保険者の捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>⑲救援者^(*)の現地^(*)までの1往復分の航空運賃等の交通費（救援者3名分まで）^(※1)</p> <p>⑳救援者の現地および現地までの行程での宿泊施設^(*)の客室料（救援者3名分かつ1名につき14日分まで）^(※1)</p> <p>㉑治療を継続中の被保険者を現地から移送する費用^(※2)</p> <p>㉒火葬等の遺体の処理費用（100万円限度）</p> <p>㉓遺体の移送費用</p> <p>㉔諸雑費（救援者の渡航手続費および被保険者もしくは救援者が現地において支出した交通費、被保険者の入院または救援に必要な身の回り品購入費・通信費等をいいます。）（20万円限度）^(※2)</p> <p>(※1)上記⑱、⑲については、左記「保険金をお支払いする場合」の(3)④の場合において被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。</p> <p>(※2)上記〈治療費用に関するもの〉で支払われるべき費用については除きます。</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、1回の事由の発生につき、治療・救援費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>

●「保険金をお支払いしない主な場合」はP.9に記載しておりますので、必ずご確認ください。

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
疾病に関する応急治療・救援費用補償特約 持病が急激に悪化したときの費用の補償をプラスします。	海外旅行開始前に発病 [※] し治療 [※] を受けたことがある病気 [※] のため、海外旅行中にその症状の急激な悪化 ^(*) により治療を受けられた場合 (※)海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。	治療・救援費用保険金の「保険金のお支払額」の(治療費用に関するもの)、(救援費用に関するもの)のうち、治療 [※] を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)に帰着するまでに要した費用であり、社会通念上妥当な費用で、かつ、同等の病気に対して通常負担する費用相当額をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の病気 [※] につき、合計で300万円が限度となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。
緊急歯科治療費用補償特約 治療・救援費用の補償に緊急歯科治療費用の補償をプラスします。	責任期間 [※] 中に生じた歯科疾病症状 ^(*) の急激な発症・悪化のため、責任期間中に緊急歯科治療 [※] を開始された場合 (※)装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。	現実に支出した次の費用で社会通念上妥当な金額、かつ、同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額に50%を乗じた額をお支払いします。ただし、緊急歯科治療 [※] を開始した日からその日を含めて7日以内に要した費用に限りです。 ⑦診療関係の費用 ⑧保険金の請求のために必要な歯科医師 [※] の診断書費用 (注1)緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供または貴金属の使用を含む治療、ブリッジ等の永続的・定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予測されていた治療等に要した費用については保険金をお支払いしません。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

保険金をお支払いしない主な場合(治療・救援費用補償特約)

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※]・病気[※]等(「保険金をお支払いする場合」の(3)については、自殺行為により死亡された場合には保険金をお支払いしません。)
 - 自殺行為(「保険金をお支払いする場合」の(3)については、死亡された場合には保険金をお支払いします。)、犯罪行為または闘争行為によるケガ[※]・病気[※]等
 - 自動車等[※]の無資格運転・酒気帯び運転[※](いずれも「保険金をお支払いする場合」の(3)については、死亡された場合には保険金をお支払いします。)または麻薬等を使用しての運転中の事故によるケガ[※]・病気[※]等
 - 外科的手術その他の医療処置によるケガ[※]・病気[※]等(ただし、当社が保険金を支払うべきケガ[※]・病気[※]等の治療によるものである場合には保険金をお支払いします。)
 - 妊娠・出産・早産もしくは流産による病気(「保険金をお支払いする場合」の(3)については、責任期間中に死亡された場合には保険金をお支払いします。)
 - 歯科疾病(「保険金をお支払いする場合」の(3)については、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを要します。))には保険金をお支払いします。)
 - 戦争、その他の変乱[※]によるケガ[※]・病気[※]等(テロ行為によるケガ[※]・病気[※]等は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
 - 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ[※]・病気[※]等
 - 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見[※]のないもの
 - 乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ(「保険金をお支払いする場合」の(1)の場合に限りです。)^(*) などによる費用
- (注1)P.18記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ[※]・病気[※]等については、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減される場合があります(「保険金をお支払いする場合」の(3)については、死亡された場合は保険金を削減しません。)
- (注2)自動車競争選手等の危険な職業に従事するケガ[※]については、あらかじめ所定の割増保険料が必要となります。なお、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業の場合は、お引受ができません。
- (※)あらかじめ所定の保険料を払込みいただくことにより、保険金を全額お支払いすることができます。

◎疾病に関する応急治療・救援費用補償特約をセットした場合、上記および次の場合には保険金をお支払いしません。

- その病気の治療[※]の開始が責任期間終了後である場合
- 被保険者の旅行目的が、その病気の治療または症状の緩和を目的とするものである場合
- 責任期間[※]開始前において、被保険者が渡航先の病院または診療所で治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
- 責任期間開始前における医師の処置または処方もしくは健康上の理由により、旅行行程[※]中も継続して支出することが予定されていた次に掲げる費用。ただし、責任期間中に新たに医師の処置または処方により必要となった費用については保険金をお支払いします。
 - ・透析、人工呼吸器、人工開口部、義手義足等の外部プロステーシス(補てつ物)、人工心臓弁、心臓電子器具(ペースメーカー)、人工肛門、車椅子その他の器具、挿入物、移植片またはプロステーシス(補てつ物)の継続的な使用にかかわる費用
 - ・インスリン注射その他の薬剤の継続的な使用にかかわる費用
- 温泉療法その他の薬治、熱気浴等の理学的療法の費用
- あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
- 運動療法、リハビリテーション、その他身体の機能回復を目的とするこれらに類する理学的療法の費用
- 臓器移植等にかかわる費用および日本国外における臓器移植等と同様の手術等にかかわる費用
- 眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整にかかわる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置にかかわる費用
- 毛髪移植、美容上の理由による形成手術その他の健康状態改善以外を目的とする処置にかかわる費用
- 不妊治療その他の妊娠促進管理にかかわる費用

など

◎緊急歯科治療費用補償特約をセットした場合、上記(歯科疾病を除きます。)および次の緊急歯科疾病に対しては保険金をお支払いしません。

- 義歯、歯科矯正装置の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、欠陥による緊急歯科疾病
- 義歯、歯科矯正装置のキズ・塗料のはがれ等の外観上の損傷による緊急歯科疾病
- ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為による緊急歯科疾病

など

⑤賠償責任の補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
賠償責任危険補償特約 人をケガさせたり、人の物を壊したとき 	責任期間 [※] 中の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりなくしたりして、被保険者（被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者として）が法律上の損害賠償責任を負われた場合	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます。）および訴訟費用 ^(*) 等をお支払いします。 （*）当社の書面による同意が必要となります。 （注1）法律上の賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 （注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。 （注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

保険金をお支払いしない主な場合

<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者または被保険者の故意による損害 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したりなくしたりしたことによる損害賠償責任。ただし、次の損害に対する損害賠償責任はお支払いの対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者が滞在する宿泊施設[※]の客室^(*) ● 被保険者が滞在する居住施設内の部屋[※]（ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。） ● 保険契約者または被保険者が賃貸業者から直接借り入れた旅行用品または生活用品 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者と同居する親族[※]や旅行行程[※]を同じくする親族に対する損害賠償責任 ● 自動車・オートバイ等の車両（ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。）、船舶（ヨットおよび水上オートバイを除きます。）、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱[※]による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 汚染物質の排出、流出、溢（いっ）出、漏出による損害賠償責任
---	---

（*）「客室」には、客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。

⑥身の回り品の補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額						
携行品損害補償特約 旅行に携行した物が盗まれたり壊れたりしたとき 	責任期間 [※] 中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品 ^(*) に損害が生じた場合 （*）「携行品」とは、被保険者が被保険者の住宅（敷地を含みます。集合住宅においては居住している戸室内をいいます。）外において携行する被保険者の身の回り品（カメラ、衣類、定期券を除く乗車券等 [※] 、旅券など）をいいます。（被保険者の足元に置いた手荷物など身体周辺において管理しているもの、施錠されたホテルの自室保管の荷物など排他的に管理しているもの、やむを得ず航空会社・旅行業者に寄託したものを含み、別送品を除きます。） （注1）補償の対象となる携行品には、被保険者所有の物のほか、旅行行程 [※] 開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた物を含みます。 （注2）次のものは補償の対象とはなりません。 通貨、小切手、株券、有価証券、印紙、切手、定期券、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、自動車等 [※] 以外の運転免許証、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、帳簿、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、自動車等およびこれらの付属品、P.18記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、ウインドサーフィン・サーフィンをを行うための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等、データ、ソフトウェア・プログラム等の無体物	被害物の損害額 ^(*) をお支払いします。 （*）被害物の修理費または時価額 [※] のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料を、乗車券等 [※] についてはその経路・等級の範囲内で被保険者が事故の後に支出した費用等を、旅券については再取得費用（現地にて負担された場合）に限り、交通費、宿泊費を含みます。）をいいます。ただし、損害額は、1回の事故につき下表の金額を限度とします。 <table border="1" data-bbox="954 1265 1500 1332"> <tr> <td>下記以外（1個、1組または1対のものについて）</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>乗車券等</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>旅券</td> <td>5万円</td> </tr> </table> （注1）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。（ただし、携行品損害保険金額が30万円（盗難等限度額）を超えるご契約の場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、保険期間を通じ30万円が限度となります。） （注2）保険金は原則として日本国内にて円貨でお支払いしますので、事故証明書および損害額を証明する書類をお持ち帰りください。 （注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。	下記以外（1個、1組または1対のものについて）	10万円	乗車券等	5万円	旅券	5万円
下記以外（1個、1組または1対のものについて）	10万円							
乗車券等	5万円							
旅券	5万円							

保険金をお支払いしない主な場合

<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ● 被保険者が滞在する居住施設内にあるもの、別送品 ● 携行品の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 ● 携行品の汚れ・キズ・塗料のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害 ● 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的・機械的故障（故障等）による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に生じた損害を除きます。 ● 携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ● 戦争、その他の変乱[※]による損害（テロ行為による損害は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害（火災消防・避難に必要な処置としてなされた場合、施錠された手荷物が空港等での安全確認検査等でその錠を壊された場合を除きます。）
--	--

⑦その他 充実の補償

テロ等対応 費用補償特約

テロ等により
帰国が遅れた
とき



保険金をお支払いする場合

旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次の事由により遅延した場合

- ①被保険者が乗客として搭乗している交通機関（搭乗予定を含みます。）または被保険者が入場している施設（入場予定を含みます。）に対する第三者による不法な支配、テロ行為^(*)または公権力による拘束
 - ②被保険者に対する公権力による拘束
 - ③被保険者が誘拐されたこと。
 - ④日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと。
- (*)政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

保険金のお支払額

被保険者が負担を余儀なくされた次の費用のうち社会通念上妥当な費用で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当をお支払いします。

- ⑦交通費
- ⑧宿泊施設^{*}客室料
- ⑨国際電話料等通信費

(注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、10万円（テロ等対応費用保険金額）が限度となります。
(注2)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意、重大な過失または法令違反による費用
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による費用
- 戦争、その他の変乱^{*}（テロ行為による費用は、保険金の支払対象となります。）による費用
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用

など

航空機寄託 手荷物遅延 等費用補償 特約

航空会社に預
けた荷物が届
かなかったと
き



保険金をお支払いする場合

被保険者が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機^(*)の到着後6時間以内に、予定していた目的地に運搬されなかった場合

(*)被保険者が乗客として搭乗する航空機に限ります。

保険金のお支払額

被保険者が目的地にて負担した次のものを購入またはレンタルした費用をお支払いします。ただし、被保険者が目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。また、その寄託手荷物が被保険者のもとの到着した時以降に購入・レンタルしたことによる費用を除きます。

- ⑦衣類（下着、寝間着等の必要不可欠なもの）
 - ⑧生活必需品（洗面用具、かみそり、くし等）
 - ⑨身の回り品（購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、⑦、⑧以外にやむを得ず必要となったもの）
- (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、10万円が限度となります。
(注2)⑦、⑧については、寄託手荷物の中に含まれていたものを購入・レンタルされた場合に限ります。

(注3)⑦～⑨には、他人への謝金および礼金は含みません。
(注4)保険金は原則として日本国内にて円貨でお支払いしますので、事故証明書および損害額を証明する書類をお持ち帰りください。
(注5)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意、重大な過失または法令違反による費用
- 戦争、その他の変乱^{*}による費用（テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用

など

航空機遅延 費用等補償 特約

飛行機が欠航
したとき、
出発が遅れた
とき、
乗継便に間に
合わなかった
とき



保険金をお支払いする場合

① 出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金

被保険者が搭乗する予定だった航空機の出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航もしくは運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備（ダブルブッキング等）による搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻（着陸地変更の場合には着陸した時刻）から6時間以内に代替機（着陸地変更の場合には搭乗した航空機を含みます。）を利用できない場合

② 乗継遅延費用保険金

被保険者の搭乗した航空機の遅延^(*)によって、乗継地から出発する搭乗予定だった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合

(*) 被保険者が搭乗予定であった航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。

保険金のお支払額

被保険者が支出した次の費用のうち社会通念上妥当な費用で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当をお支払いします。

⑦ 宿泊施設[※]の客室料^(*)

⑧ 食事代^(*)

⑨ 宿泊施設への移動に要するタクシー代等の交通費^(*)

⑩ 国際電話料等通信費^(*)

⑪ 目的地における旅行サービスの取消料等

(*) 上記⑦～⑪については、「保険金をお支払いする場合」の①の場合は出発地（着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。）、上記「保険金をお支払いする場合」の②の場合は乗継地において負担した費用に限ります。また、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したものに限りします。

(注1) 保険金のお支払額は、1回の上記「保険金をお支払いする場合」の①の出発遅延、欠航、運休、搭乗不能、着陸地変更または1回の上記「保険金をお支払いする場合」の②の遅延につき、2万円が限度となります。

(注2) 保険金は原則として日本国内にて円貨でお支払いしますので、事故証明書および損害額を証明する書類をお持ち帰りください。

(注3) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意、重大な過失または法令違反による費用
- 戦争、その他の変乱[※]による費用（テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用

など

旅行中の事故による緊急費用補償特約

旅行先でのケガ、盗難、交通機関の遅れなど偶然な事故にあったとき



保険金をお支払いする場合

責任期間中に予期せぬ偶然な事故^(*)が生じた場合

(*)「予期せぬ偶然な事故」とは、ケガ^{*}、病気^{*}、盗難、交通機関の遅延などをい、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行業者により発生の証明がされたものに限りま。

保険金のお支払額

責任期間中に被保険者が負担を余儀なくされた次の費用のうち社会通念上妥当な費用で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当をお支払いします。

⑦交通費

⑧宿泊施設^{*}の客室料

⑨次の事由により、出発地(着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。)または乗継地において代替機(着陸地変更の場合には搭乗した航空機を含みます。)が利用可能となるまでの間に負担した食事代(旅行中事故緊急費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。)

- 被保険者が搭乗する予定だった航空機が、出発予定時刻から6時間以上の上の出発遅延、欠航もしくは運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備(ダブルブッキング等)による搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻(着陸地変更の場合には着陸した時刻)から6時間以内に代替機(着陸地変更の場合には搭乗した航空機を含みます。)を利用できなかったこと。

- 被保険者の搭乗した航空機の遅延(搭乗予定であった航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。)によって、乗継地から出発する搭乗予定だった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと。

⑩国際電話料等通信費

⑪渡航手続費

⑫渡航先で受ける予定であったサービスの取消料、違約料等

⑬被保険者が航空会社に運搬を寄託した手荷物が航空機(被保険者が乗客として搭乗する航空機に限りま。)の到着後6時間以内に予定していた目的地に運搬されなかった場合に、被保険者が目的地にて負担した身の回り品購入費(被保険者が目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限りま。)

(注1) 保険金のお支払額は、上記⑦～⑫の費用については、保険期間を通じ、合計して旅行中事故緊急費用保険金額が限度となります。⑬の費用については、保険期間を通じ、旅行中事故緊急費用保険金額の2倍の額が限度となります。

(注2) 他の特約において保険金支払いの対象となるもの、被保険者が払戻しを受けた金額および負担を予定していた金額を除きます。

(注3) 上記⑫により支払われるべき金額は、⑦～⑫までの費用の額に含みません。

(注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の可否をご確認いただいたうえでご契約ください。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意、重大な過失または法令違反による費用
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による費用
- 自動車等^{*}の無資格運転、酒気帯び運転^{*}または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用
- 妊娠、出産、早産、流産またはこれらによる病気^{*}の発病^{*}による費用
- 歯科疾病の発病または症状の悪化による費用
- 原因がわからないときでも、頸(けい)部症候群^{*}、腰痛その他の症状を訴えている場合にそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見^{*}のないものによる費用
- 戦争、その他の変乱^{*}による費用(テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用
- 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち、運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・運休による費用
- P.18記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガによる費用
- 乗用具^{*}を用いて競技等^{*}をしている間のケガ^{*}による費用

など

(注) 保険料領収前または責任期間開始前に原因が生じた事故については、保険金をお支払いしません。

弁護士費用等補償特約

旅行中の被害事故により弁護士費用を負担したとき



保険金をお支払いする場合

①損害賠償請求費用保険金

責任期間中の偶然な事故により被害^(※1)を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合^(※2)

②法律相談費用保険金

責任期間中の偶然な事故により被害^(※1)を被った被保険者が、弁護士に法律相談を行った場合^(※2)

(※1)「被害」とは、身体の障害または財物の破損をいいます。「身体の障害」とは、被保険者の生命または身体が害されることをいいます。「財物の破損」とは、被保険者が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物が滅失(盗難、紛失または詐取を含みません。)、破損もしくは汚損または盗取(詐取を含みません。)されることをいいます。

(※2)いずれの場合も、被害に対する損害賠償請求または法律相談を、被害の発生日からその日を含めて3年以内に行ったときに限ります。

保険金のお支払額

上記「保険金をお支払いする場合」の①は、当社の同意を得て支出した損害賠償請求費用^{*}をお支払いします。(1回の事故につき100万円(弁護士費用等保険金額)が限度となります。)

上記「保険金をお支払いする場合」の②は、当社の同意を得て支出した法律相談費用をお支払いします。(1回の事故につき10万円が限度となります。)

(注1)同一の被害を理由として行われた一連の損害賠償請求は、一つの損害賠償請求とみなします。

(注2)保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当された場合は、保険金の全部または一部を返還いただきます。

- ・ 弁護士への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合
- ・ 訴訟の判決に基づき、被保険者が賠償義務者^{*}から弁護士費用の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用の額と既にお支払いした保険金の額の合計額」が「被保険者が弁護士に支払った損害賠償請求費用の全額」を超過したとき。

(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

保険金をお支払いしない主な場合

- 被保険者の故意または重大な過失による被害事故
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による被害事故
- 被保険者の無資格運転、酒気帯び運転^{*}または麻薬等を使用して自動車等^{*}を運転中の被害事故
- 被保険者が自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中の被害事故
- 被保険者が競技や試験のために自動車に搭乗中または競技や試験を行う場所で自動車に搭乗中の被害事故
- 被保険者が違法に所有・占有する財物の破損
- 被保険者が麻薬等の影響を受けているおそれがある状態での身体の障害、財物の破損
- 労働災害による身体の障害
- 被保険者または被保険者の使用者の業務のために使用する財物、業務に関連して受託した財物に生じた被害事故
- 自然消耗、性質によるさび・かび・変色、腐敗、ひび割れ、欠陥等による財物の破損
- 被保険者が、診療、投薬、身体の整形、マッサージ等を受けたことによる身体の障害
- 液体・気体・固体の排出・流出・溢出による身体の障害、財物の破損(不測かつ突発的な事由による場合には、保険金の支払対象となります。)
- 石綿等が有する発ガン性等有毒な特性に起因した身体の障害、財物の破損
- 外因性内分泌かく乱化学物質(医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど)の有害な特性により生じた身体の障害、財物の破損
- 電磁波障害による身体の障害
- 騒音、振動、悪臭、日照不足等による身体の障害、財物の破損
- 戦争、その他の変乱^{*}による被害事故(テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波、台風、洪水、高潮による被害事故
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等による被害事故
- 公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による被害事故
- 始期日より前に被保険者が被害の発生を予見していた身体の障害、財物の破損
- 次の方が賠償義務者^{*}である場合に生じた費用
 - ・ 被保険者またはその配偶者^{*}と生計を共にする同居の親族^{*}
 - ・ 被保険者の父母、配偶者または子
- 次の損害賠償請求または法律相談により生じた費用
 - ・ 被害に対して保険金の請求が行われる保険契約の保険者(引受保険会社)に対する損害賠償請求・法律相談
 - ・ 損害賠償請求を行う地および時において社会通念上不当な損害賠償請求・法律相談

など

Ⅲ. 海外旅行保険Q&A

～ご質問にお答えします!～

ご契約にあたって

Q1 年齢によって加入できないことはありますか？

ご契約に際し、年齢制限はございません。
ただし、次の方々を病気を補償する特約（疾病治療費用、治療・救
援費用、疾病死亡）をセットしてご契約いただく場合は、お引受で
きません。あらかじめご了承ください。
詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
●70才以上で、保険期間が3か月以上の方 など

Q2 保険期間は、どのように設定すればよいですか？

保険期間は、住居を出発してから住居に到着するまでの「旅行期間」
に合わせて設定いただきます。
以下のような保険期間の設定はできませんので、ご注意ください。
●保険期間が、「旅行期間」と異なる場合
●保険期間延長時の保険期間終了日が「帰国予定日」と異なる場合
●帰国予定がない、または明確でない場合 など

補償内容について

Q3 このような場合、海外旅行保険で補償されますか？

■その1 (細菌性食中毒) ■

東南アジアで生魚を食べたら、サルモネラ菌による食中毒で入
院することになってしまいました。
それらの治療費用は、支払われますか？

A 「治療・救援費用」または「傷害治療費用」で補償することができ
ます。(細菌性食中毒や有毒ガスの一時的な吸引による事故は、
おケガとして扱います。)

■その3 (携行品) ■

旅行中、パスポートを盗難されてしまいました。
現地の大使館で再度発給してもらいましたが、手数料等諸々の
費用がかかりました。保険で支払われますか？

A お支払い対象となります。
パスポート(旅券)の場合は、領事官に納付した発給手数料およ
び電信料のほか、最寄の大使館までの交通費、宿泊費も対象と
なります。

■その2 (疾病に関する応急治療) ■

旅行先で、持病の心臓病が急激に悪化し、現地の病院で応急治
療を受けました。それらの治療費用は支払われますか？

A 「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約^{*}」で補償するこ
とができます。
※ただし本特約はあらかじめ補償内容が定められている「契約
タイプ」でご契約いただく場合に限り、セットすることができ
ます。
なお、ここでいう「急激な悪化」とは、海外旅行中に生じること
について被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払
うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。



旅行先で、滞在期間が延びてしまった場合

Q4 海外旅行保険を延長することはできますか？

ご旅行中に、旅行日程の変更などで保険期間(ご契約期間)の延長をご希望される場合は、ご家族など日本にいらっしゃる代理の方に、ご契約された代理店または当社にて保険期間の延長手続きを保険期間終了日までに行うよう、Faxなどの書面にて依頼をしてください。延長のお手続は、海外ではできませんのでご注意ください。

〈期間延長時にご注意いただきたいこと〉

●「延長後の保険期間」が「当初の保険期間」の2倍以上となるような期間延長等は、お引受できない場合があります。

当初の保険期間	: 当初の始期日から当初の満期日まで
延長後の保険期間	: 当初の始期日から延長後の満期日まで

●保険金請求状況などによっては、保険期間を延長できないことや延長後の補償内容を変更させていただく場合があります。

詳しくは取扱代理店または当社までご連絡ください。